

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療機器	、から	1067	法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、
	1188	11471103	、まで、	、まで、
	から	1069	、まで、	、まで、
	から	1156	で、	で、
	1190	から	1072	1072
		まで、	、	、
		で、	1158	1079
		まで、	、	、
	1204	で、	1083	1116
		、	、	、
	1206	1160	、	1086
		、	1121	から
	1208	1162	、	から
		、	11221090	11221090
	1210	1163	、	まで、
		、	1126	、
	1214	1172	、	11281093
		から	から	から
	1215	11741129	まで、	1095
	及び	まで、	1095	まで、
	1216	で、	1131	まで、
	に	掲げる	11781135	1098
	高度	高度	、	326
	管理	管理	、	まで、
		11801139	、	
		、	1099	
		11841143	、	
		、	11011066	
		11851145	か	

(傍線部分は改正部分)